「国と地方の協議」(平成29年春)規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地方創生推進事務局

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	29107	タンク空間容積の緩和	【提案】 ①規則第3条第1項「百分の十以下」および「一メートル未満」を削除する。 ②規則第3条第2項第1号、告示第2条の2の「特定」を削除する。 ①②いずれかにより、1,000kl未満の屋外タンク貯蔵所も設備対応等することなく、許可容量を削減（空間容積を広げる）することができるようにしていただきたい。 【安全の担保】 タンク使用方法を考えると、タンク液面は通常、空間容積の上限以上（許可容量以下）で使用しており、「百分の十以下」および「一メートル未満」の部分を削除しても、安全上全く問題ないと考える。	【政策課題】 〇高効率・省資源型コンビナートの構築 海外新鋭コンビナートの生産本格化、内需減少に打ち勝ち、新興国の成長市場を獲得するため、水島コンビナートのインフラを他国コンビナートと遜色ない高効率なものに整備する競争力強化が必要である。 【解決策】 〇ユーティリティ最適化モデル整備事業 規制緩和により連携事業を円滑に実施し、立地企業が高度に連携したバーチャル・ワン・カンパニーを実現することで、他国のコンビナートと遜色のない高効率・省資源型コンビナートを構築する。	1回目	総務省消防庁	危険物保安室	危険物の規制に関する規則第3条第1項、第2項第1号	E	－	－	規則第3条第1項において、 空間容積の上限を設定することにより、タンクに物理的に貯蔵可能な量と、当該タンクが技術基準に適合していることの確認を行う許可容量とを整合させている。 また、規則第3条第2項第1号は、大量の危険物を貯蔵している特定屋外貯蔵タンクに対して、地震時の液面揺動により溢流や屋根の損傷が発生することを防ぐために、同条第1項に加えて設けているものである。	屋外貯蔵タンクの許可容量が物理的に貯蔵可能な量よりも少ない場合、万一許可容量以上に危険物が流入すると、タンクの強度不足により、タンクが損傷し危険物が漏えいする可能性がある。 また、規則第3条第2項第1号は特定屋外タンクの危険性に着目して空間容積を義務付けている規定であり、「特定」を削除し全ての屋外貯蔵タンクに対して適用対象拡大する必要は現時点ではないと考えている。 このことから、提案①、②に対応することはできない。	d	今回の提案は、貯蔵しようとする危険物の量を減少させたいというものであり、提案どおり運用されるなら一般的に安全性が損なわれるものではない。担当省庁の見解は、許可条件が守られなかった場合の危険性を懸念して、本件規制の緩和を行わないとの内容であるが、今後は現行法令の下、タンク所有者に許可容量を削減したい事情が生じた場合に、消火剤放射口の位置を変更することなく対応できる方策を、個別タンクごとに当該タンクを管理する事業所の所在する自治体と検討していくこととし、その上でなお対応が困難な事態に至った場合は、改めて整理の上提案することとする。	消防庁の見解に対し、指定自治体から現行法の下、対応策を検討していくとの見解が示されたため、一旦協議を終了する。 消防庁は、指定自治体の取り組みができないおそれがあることが判明した場合などで、指定自治体が希望する場合は、改めて協議を行うこと。	ⅳ
					2回目												